科研費

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 5 月 17 日現在

機関番号: 10101

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2014~2017

課題番号: 26380102

研究課題名(和文)高齢社会の相続法の特徴と課題 ドイツの相続法改正との比較による検討

研究課題名 (英文) Aged Society and Law of Succession, Estate Planning --- A research in comparison with the succession law reform in Germany 2010.

研究代表者

藤原 正則 (FUJIWARA, Masanori)

北海道大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号:70190105

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文): 高齢社会のもたらす法的諸問題を、ドイツ法、特に、そこでの予防法学、2010年の相続法改正を素材として調査・研究を行った。その重点は、生前処分と死後処分による遺産の承継である。さらに、その中でも、ドイツ法での先取りした相続の制度について検討した。さらに、以上のような処分との関係で最も問題となる法制度である遺留分制度に関しては、特に、予防法学との関連で研究対象とした。さらに、そのような措置との連続性で、2010年から施行されているドイツの改正相続法のあり方、現在までの実務への影響についても検討した。

研究成果の概要(英文): In the so-called aged society and especially in the economical highly developed countries like Japan conveyance of estates (in the future) is accomplished very often not only through testaments but also through gift between the parents and their children (or their relatives) in the living time. The aim of this research is to examine some problems in Japan, which are arising in the aged society, in comparison with the discussion about such problems in Germany. Especially this research is concentrated upon Pflichteilsrecht and the succession law reform in the year 2010 in Germany.

研究分野: 民法

キーワード: 高齢社会 遺産承継 生前処分 死後処分 予防法学 寄与分 遺留分

1. 研究開始当初の背景

第2次世界大戦後に経済的成功を収めたい わゆる先進国では、高齢社会の進行と相続財 産の増加が、相続慣行に大きな変化をもたら している。すなわち、相続年齢の高齢化によ る相続からの扶養の脱落、被相続人の職業に 従事しない期間の増加による自身の生活への 財産の活用がもたらす、死後処分のみならず 生前処分の盛行などである。その特徴は、包 括承継ではなく、事業承継などに見られる特 定の財産を特定の相続人に承継させる「特定 相続」、死後処分のみならず、生前処分の増加、 生前贈与と終身定期金・介護給付などが結び ついた対価的相続(相続の有償化)の方向性 である。他方で、伝統的な血族相続を前提と する家族関係は流動化、多様化しており、従 来の安定性を失っている。その結果、いずれ の国でも、遺留分をめぐる法的紛争が増加し ている。だから、以上のような高齢社会の相 続を考慮した上で、いわば個人化、有償化し た相続と家族相続・親族相続との関係を考え ることは、現代の重要な課題である。

2. 研究の目的

いわゆる先進国では、相続財産の増加、そ れに伴う遺言慣行の普及などで、被相続人に よる (将来の) 遺産の処分が多く行われてい る。しかも、その特徴は、相続の前倒しであ る生前の財産処分、および、特定の財産を特 定の相続人に承継させる相続慣行の普及であ る。いわば生前処分による相続財産の空洞化、 包括承継に代わる特定相続という傾向である。 このような問題を考える際に、相続に関する 予防法学が発展・普及し、2010年度の遺 留分を中心とする相続法の改正を行ったドイ ツ法は、好個の材料を提供している。そこで、 本研究は、ドイツ法との比較で、特に、上記 の相続財産の空洞化、特定相続という現象に 主に焦点を当てて、わが国の問題を法政策 的・法技術的な観点から検討することを目的 とした。その重点として、以下のような目標 を設定した。

- ① ドイツ法上の相続法上の制度を検討する こと。特に、相続財産の信託的譲渡であ る。
- ② ドイツ法の公証実務が発展させた予防法 学上の措置、特に、障害者遺言と先取り した相続(vorweggenommene Erbfolge)を 検討すること。
- ③ 以上を側面支援する贈与・相続法上の問題を検討すること。特に、贈与/相続税法上の問題との関連である。
- ④ 以上のようなドイツ法の特徴・傾向と、 2010年の相続法改正がどのように関係しているのかという観点から、問題を 検討すること。

3. 研究の方法

以上の研究を行う上で、以下のようなアプローチの方法をとった。

- ① 財産法、相続法上の様々な法制度を、生前処分、死後処分を含めた信託的な財産 承継という観点から、広く有機的に検討 する。
- ② 主な検討対象として、わが国と比較すべきドイツ法に関して、できる限り社会実態に即した形で、現実の機能を明らかにする。
- ③ ただし、検討対象の性格からも、法解釈 学上の分析の精密さに留意する。

4. 研究成果

本研究の研究成果は、本研究の本体に関するものと、それに付随する問題で、本研究の遂行に不可欠な検討とに分かれると考える。

本研究の本体に関するものとしては以下の 通りである。1990年代からドイツでは、 特に、遺留分制度の存在意義自体を疑問視す る議論が盛んになっていた。その背景は、な かんずく、親族連帯の弛緩と相続の個人化で ある。その結果、2002年には遺留分のみ ならず、相続制度に関連するそれ以外の法制 度(扶養法、社会保障法、税法など)も含め て、広い角度からドイツ法曹大会で血族連帯 のあり方が議論された。さらに、2006年 に連邦憲法裁判所が、直系卑属(子)の遺留 分制度は合憲という判断を下してからは法改 正に向けての活動の進度が速まった。その結 果、第2次世界大戦後の非嫡出子の相続権の 改正に次ぐ相続法の改正がされることとなっ た。ただし、その改正は大きなものではない。 2002年のドイツ法曹大会での議決と極め て近い内容の改正である(だから、一部には 不十分との批判もあった)。具体的には、①遺 留分剥奪自由の簡易化、現代化、②介護給付 を従来より極めて緩和された形で寄与分とし て承認すること、③遺留分補充請求権の時効 期間は10年だが、贈与から1年毎に10% ずつ漸減させるなどの法改正が実現した。他 方で、事業承継に関しては、上記の③は別と して、④遺留分補充請求権に対する猶予期間 を設けたに止まり、主な部分は予防法学に委 ねている。以上の改正点では、特に、②が従 来のドイツ法との比較では画期的だと考える。 わが国でも、介護給付は寄与分として承認す るという規定が置かれてはいるが、現実の裁 判例では極めて認められにくくなっている。 その理由は、家業従事型とは異なり、家族間 の介護給付は本来は無償であり、しかも、そ の対価の算定基準が明確ではないからである。 他方で、ドイツでは介護保険法の立法で、現 物 (サービス) 給付以外に (わが国とは異な り)金銭給付を承認した結果、介護給付の金 銭的評価の基準が一応は提示され、さらに、 「社会的労働」として金銭化が可能となった。 以上は、相続法が単に財産移転や被相続人の

意思の実現だけではなく、血族連帯の制度と して組み込まれていることを示している。

今1つ、特に、わが国の債権法改正での贈 与法に関する議論として検討したのが、生前 贈与のあり方である。贈与は、「生前贈与」と もいわれるように、「死後贈与」である遺贈と その機能は類似している。つまり、相続の前 倒しである。ところが、ドイツでの先取りし た相続の盛行とは違って、わが国では、主な 相続財産の前倒しの贈与はほとんど行われる ことがなく、それをめぐる紛争は余り問題に なることはない。債権法改正でも、贈与者の 困窮による贈与の取消などの規定の提案があ ったが実現しなかった。その理由は、わが国 では例外的な措置(例えば、婚姻期間が長い 夫婦間での贈与に関する税控除措置など)は 別として、贈与税の率が相続税より極めて高 額なことである。その結果、生前の相続の前 倒しとしての贈与には抑制的な影響を与えて いる。他方で、ドイツ法では、贈与税率と相 続税率が同じであり、しかも、贈与から10 年が経過すれば、相続税と同率の税控除措置 が再度利用できる。その結果、税控除、およ び、累進税率の低減を目的に、生前贈与が盛 んに行われることになる。今1つ、贈与者の 困窮による贈与の取消は、従来はドイツ法で も問題とされることはなかった。ところが、 高齢社会で特に介護給付の増大により、一方 で係累に財産を生前に移転した上で、社会扶 助から介護費用を支弁する目的で、贈与が行 われることが多くなっている。その結果が、 社会扶助主体による贈与者の困窮を原因とす る贈与の取消につながっている。他方で、わ が国では、確かに、判例で問題となっている 贈与の取消の事案などでは、相続の前倒しの ケースが多々見られる。しかし、それは限界 事例であり、しかも、上述した事情からも、 (意図的にそれを招来しているドイツ法の現 状とは異なって、) 贈与者の困窮という事態は まず発生することは希である。以上は、相続 のあり方が、相続法のみならず、相続を側面 支援する他の法制度によって左右されている ことの証左だと考える。

第2に、本研究の側面支援ともいうべき検 討としては、特に、遺産分割に関するわが国 の判例の動向、および、現在進行形の相続法 改正のあり方との関連で、一定の検討を行っ た。具体的には、まず遺産共有と共有の併存 する場合の遺産分割のあり方に関する検討で ある。すなわち、遺産分割の包括性を確保す るためには、相続財産から共有持ち分が逸出 したときも、遺産分割手続きによることが合 目的的である。しかし、相続人以外の第三者 を遺産分割手続きに関与させることには、手 続上、技術的な側面だけではなく、その具体 化にも困難が伴う。しかし、現在は、共有物 分割の方法が、全面的価格賠償が認められる など柔軟化しており、共有物分割の方法の変 化と対応して、共有物分割の中に遺産分割手 続きが組み込まれたようになっている。本研

究では、最高裁の決定(平成25年11月2 9日最高裁大2小法廷判決・民集67巻8号 1736頁)との関係で、以上の事情を明ら かにした。第2が、従来から問題となってい た、可分債権、特に、預金債権の相続に関し ての問題である。つまり、ここでも遺産分割 の包括性を考慮すれば、不分割が望ましい。 この問題にも判例は対処してきており、最高 裁の大法廷決定(最高大決平成28年12月 19日)で、不分割の方針が示された(現在 進行形の相続法改正での提案は、これを追認 した内容となっている)。本研究では、ドイツ 法の現状を予防法学的措置も含めて明らかに し、その上で、わが国での相続法の構造とも 関連した形で問題点を明らかにしたと考えて いる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 31 件)

- 1. <u>藤原正則</u>【翻訳】ヴォルフガング・フォイト、建築物の引渡(Abnahme des Bauwerks)、東洋法学62巻3号、2018、435-451頁、無
- 藤原正則、第三者に交付された貸付金の返還、民法判例百選Ⅱ[第8版]、201 8、164-165頁、無
- 3. <u>藤原正則</u>、留置権の対抗力、民法判例百 選 I [第8版]、2018、160-16 1頁、無
- 4. 藤原正則【翻訳】マルティン・シュミット=ケッセル、デジタルコンテンツに対する(EU)指令、契約類型と瑕疵に関する責任、東洋法学61巻2号、2017、162-182頁、無

http://id.nii.ac.jp/1060/00009279/

- 5. 藤原正則 【翻訳】マルティン・シュミット=ケッセル/アナ・グリム、有償か、無償か?ー個人データを対価とするデジタルコンテンツの契約による交換、東洋法学61巻2号、2017、217-241頁、無
 - http://id.nii.ac.jp/1060/00009282/
- 6. <u>藤原正則</u>、消費者契約の解消と原状回復、 消費者法研究4号、2017、57-8 1頁、無
- 7. 藤原正則、共同相続された預貯金契約は 遺産分割の対象となるとした最高大決平 成28年12月19日と相続財産の清算、 金融法務事情2065号、2017、2 -12頁、無
- 8. 藤原正則、サブディーラーの販売網を組織したディーラーのユーザーに対する留保所有権に基づく自動車の返還請求と権利濫用ー契約結合(Vertragsverbindung)、ネット契約(Netzvertrag)の観点から一、名大法政論集270号、2017、23

- -39頁、無
- http://hdl.handle.net/2237/25772
- 9. <u>藤原正則</u>、ネットワーク取引ードイツ法でのネット契約論、椿寿夫編著『別冊NBL 三角·多角取引と民法理論の深化』、NBL161号、2016、130-139頁、無
- 10. 藤原正則、誤振込により成立した受取人の預金債権を受取人に対する貸金債権をもって相殺した被仕向金融機関の債権回収について、振込金相当額の不当利得返還請求権が認められた事例(名古屋高裁平成27円1月29日判決)、金融法務事情2049号(金融判例研究第26号)、2016、15-18頁、無
- 11. 藤原正則、第三者与信売買・ファイナン スリース・フランチャイズー契約結合か らネット契約へ、NBL1080号、2 016、19-26頁、無
- 12. 藤原正則、フランチャイズ契約と準委任 関係の存否(東京地判平25・11・1 2)、私法判例リマークス53号、201 6、46-49頁、無
- 13. 藤原正則、意思無能力による消費貸借の無効に、民法121条ただし書が類推適用され、現存利得の主張立証責任は利得者が負うが、現存利得がないとされた事例-仙台地判平成5・12/18判決、実践成年後見63号、2016、111-118頁、無
- 14. 藤原正則、売買契約・贈与契約、『明治大 学寄付講座 民法(債権法)家政の同項 寄付講座』(明治大学法科大学院)、20 15、312-334頁、無
- 15. 藤原正則、障害者権利条約と成年後見制度に関する連続研究会 第8回『ドイツの成年後見一身上監護と健康配慮』参加報告、じゃがれた一26号、2016、4-5頁、無
- 16. <u>藤原正則</u>、ドイツにおける相続預金の法制度および実務、金融法務事情2035 号、2016、46-52頁、無
- 17. 藤原正則【翻訳】、ダグマル・ケスター=バルチェン「国連障害者権利条約から見た成年者保護と暴力からの保護、特に、国境を越える事実関係」成年後見法研究13号、2016、191-209頁、無
- 18. 村田彰・藤原正則【共訳】、ミヒャエル・ケスター「法的に同意能力のない成年者の強制治療ードイツおよび国連障害者権利条約を踏まえてー」、成年後見法研究13号、2016、176-190頁、無
- 19. 藤原正則【翻訳】、ミヒャエル・ガナー「成年者保護の比較法的展望と意思決定支援のいくつかのモデル」成年後見法研究13号、2016、39-65頁、無
- 20. 藤原正則、判例紹介:信託契約による債権譲受人に対する貸金債務者の過払金返還請求の可否[大阪高判平成25・7・

- 19 (判時2198号80頁)]、信託フォーラム4号、2015、148-15 2頁、無
- 21. 藤原正則、成年後見の審判を受けていないが事理弁識能力を欠く常況にある者への民法 1 5 8 条 1 項の類推適用(最高裁平成 2 6 年 3 月 1 4 日判決・判時 2 2 2 4 号 4 4 頁等、じゃがれたー 2 5 号、20 1 5、9 9 頁、無
- 22. <u>藤原正則</u>、ミヒャエル・ガナー「比較法 の視点からの成年者保護の現状と展望」、 実践成年後見57号、2015、69-72頁、無
- 23. 藤原正則、共有物分割と他の共有持分が 併存する場合の分割方法(平成25年1 1月29日最高裁大2小法廷判決・民集 67巻8号1736頁)、民商法雑誌15 0巻20号、2015、286-300 頁、無
- 24. <u>藤原正則</u>、日本法での不当利得の対第三者関係、静宜法学(台湾)第4期、20 15、1-28頁、無 http://www.law.pu.edu.tw/files/archive/256_ bc7fc919.pdf
- 25. <u>藤原正則</u>、モネ教授の講演に対するコメント(一)、北大法学論集65巻6号、2015、52-55頁、無http://hdl.handle.net/2115/58389
- 26. 藤原正則、精神上の障害により事理を弁 識する能力を欠く常況にある者に法定代 理人がいない場合と民法158条1項の 類推解釈ー最高裁平成26年3月14日 判決一、実践成年後見55号、2015、 78-85頁、無
- 27. 藤原正則、悪意の受益者の損害賠償義務を規定した民法704条後段の規定の趣旨、判例セレクト2009-2013 [I](有斐閣)、2015、90-90頁、無
- 28. 藤原正則、警視庁の記者会見及びホームページ上の説明が職務上の義務に違反して団体の社会的評価を低下させて国賠法上の違法と認められた事例、私法判例リマークス50号、2015、54-57頁、無
- 29. <u>藤原正則</u>、留置権の対抗力、民法判例百 選 I [第7版]、2015、154—15 5頁、無
- 30. <u>藤原正則</u>、第三者に交付された貸付金の返還、民法判例百選Ⅱ[第7版]、201 5、158-159頁、無
- 31. <u>藤原正則</u>、日本法における不当利得の対 第三者関係、静宜法学(台湾)第3期、 2014、149-161頁、無 http://www.law.pu.edu.tw/download.php?file name=191_49ad0c06.pdf&dir=archive&title =File

〔学会発表〕(計2件)

- 1. <u>藤原正則</u>、多角的法律関係の研究-第三者与信売買・ファイナンスリース・フランチャイズー契約結合からネット契約へ、日本私法学会第80回(2016年度)大会、2016年10月9日、東京大学法学部(東京)
- 2. <u>藤原正則</u>、売買契約と贈与契約、201 4年度寄付口座 民法(債権法)改正の 動向-2014年12月6日、明治大学 (東京)

〔図書〕(計16件)

- 1. 藤原正則、信山社、誤振込による預金債権と被仕向銀行の受取人に対する貸金債権による相殺ー特に、ドイツのネット契約論との関係で一、『民商法の課題と展望(大塚龍児先生古希記念論文集』、2018、487-516頁
- 2. 藤原正則、成文堂、遺留分減殺請求権の 法的性質ー遺留分減殺請求権と法律行為 が無効・取り消された場合の原状回復請 求権との対比、松久三四彦他編『社会の 変容と民法の課題(瀬川信久先生・吉田 克己先生古希記念論文集』、2018、6 01-622頁
- 3. 藤原正則、第一法規、贈与法と相続法ー 債権法改正と相続法の関係、『現代私法規 律の構造(伊藤進先生傘寿記念論文集)』、 2017、319-342頁
- 4. 藤原正則、弘文堂、法律行為が無効又は 取り消された場合の効果-有償契約の無 効・取消(双務契約の巻き戻し)、法律行 為が無効又は取り消された場合の効果-無償契約の無効・取消(受領者の利得保 有への信頼の保護)、取り消すことができ る行為の追認、潮見佳男他編『Before/ After 民法改正』、2017、51-55 頁
- 5. <u>藤原正則</u>、有斐閣、不当利得 703条、704条、窪田充見編『新注釈民法(15)』2017、69-181頁
- 6. <u>藤原正則</u>、信山社、不当利得、後藤巻則・ 滝澤昌彦・片山直也編『プロセス講義 民 法V債権2』、2016、201-230 百
- 7. <u>藤原正則</u>【翻訳】、信山社、グンター・トイブナー『契約結合としてのネット契約ーヴァーチャル空間の企業、フランチャイズ、ジャスト・イン・タイムの社会科学的、および、法的研究』、2016、1-272頁
- 8. 藤原正則、日本評論社、本人の死後事務 の委任と民法653条1号の強行法規性、 椿寿夫編著『民法における強行法・任意 法』、2015、265-274頁
- 藤原正則、商事法務、共同相続人に対する相続回復請求権、棚村政行・水野紀子編『Law Practice 民法Ⅲ【親族・相続編】』、2015、180-186頁

- 10. <u>藤原正則</u>、八千代出版、不法行為、中村 昌美【編著】『民法を知る2』、2015、 128-145頁
- 11. 藤原正則、酒井書店、契約の無効・取消と同時履行の抗弁権-特に、詐欺取消での同時履行関係-、村田彰先生還暦記念論文集編集委員会編『現代法と法システム-村田彰先生還暦記念論文集』、2014、257-271頁
- 12. 藤原正則、信山社、受益者の悪意(民法704条)の認定一特に、過失のある善意の利得者は悪意か一、出口正義・吉本健一・中島弘雅・田邊宏康編『企業法の現在一青竹正一先生古希記念』、2014、51-74頁
- 13. 藤原正則、成文堂、3. 法人、7. 代理 行為の瑕疵、11. 物権的請求権と事務 管理、16. 共有・合有・総有。17. 共有物分割、19. 抵当権と物上代位、 20. 法定地上権、21. 譲渡担保・そ の1-動産譲渡担保、22. 譲渡担保・ その2-不動産譲渡担保、譲渡担保・そ の3-集合物譲渡担保、および、動産売 買の先取特権・所有権留保との関係、3 1. 弁済による代位、33. 売買契約(瑕 疵担保責任)、36.給付利得-非債弁済 の不当利得、双務契約の巻き戻し、37. 侵害利得、38. 不法原因給付、39. 对第三者関係(誤振込、金銭騙取、転用 物訴権)、松久三四彦・藤原正則・池田清 治・曽野裕夫編著『事例で学ぶ民法演習』、 2014、18-24 頁、46-52 頁、 80-85頁、114-128頁、13 9-160頁、161-174頁、23 1-238頁、249-255頁、27 2 - 300頁
- 14. 藤原正則、商事法務、不当利得(侵害利得)、千葉恵美子・潮見佳男・片山直也編 『Law Practice 債権編[第2版]』、210 4、249-253頁
- 15. 藤原正則、商事法務、不当利得(給付利得)、不当利得(侵害利得)、千葉恵美子・潮見佳男・片山直也編『Law Practice 債権編[第2版]』、2014、244-248頁
- 16. <u>藤原正則</u>、商事法務、即時取得:193条、194条、千葉恵美子・潮見佳男・ 片山直也編『Law Practice 民法 I 総則・物 権編[第2版]』、2014、224-2 28頁

〔その他〕 ホームページ等 なし

6. 研究組織

(1)研究代表者

藤原 正則(FUJIWARA, Masanori) 北海道大学・大学院法学研究科・教授 研究者番号:70190105

- (2)研究分担者 なし
- (3)連携研究者 なし
- (4)研究協力者 なし